

令和3年度南富良野大乘会事業計画書

1. 基本理念

職員は、すべての人々が手に手を取って助け合い、ともに生きる「大乘の心」を育てるとともに、ご利用者の希望・成長(自立)・幸せのために、地域における人々の和と輪を大切にしながら、限らない福祉の心の広がり求めていきます。

2. 基本方針

昭和53年11月に創立された社会福祉法人南富良野大乘会は、南富良野町で地域に根ざした地域福祉の核として各種福祉事業を実施して、令和2年11月1日をもって法人設立40周年を迎えました。

近年、障害者福祉及び高齢者福祉においては、地域のニーズに応じた多様な活動の実践が求められており、今後も益々高まる地域福祉と包括的なケア体系のニーズに対して、社会福祉法人の強みを生かした福祉活動を推進します。

一方、日本社会全体は少子高齢化が進む中で、福祉事業の重要性・需要は高まっており、各種福祉事業を行う上での福祉人材不足は顕著な問題であり、人材難によるサービスの質の低下が懸念されます。このことから、法人では更なる職員の確保を図るとともに、ICTや介護ロボットを活用した職員の業務省力化にも注目し、今後における導入に向けた検討・協議を進めて、既存職員の業務軽減を図り定着化の促進に努めてまいります。

また、福祉サービスを利用する方々は、一層の重度化、高齢化及び医療的なケアが必要とする傾向です。このことでは、全職員が更に専門性と個々の質を高めることが必要であり、ご利用者に寄添った質の高い支援・介護の技術サービスを提供することで、南富良野町での住み慣れた地域で安心して人権が尊重された暮らしが保てるように福祉サービスの提供を推進します。なお、新型コロナウイルス等の感染症対策については、本年度においても重点的に予防措置を講じてご利用者が健康で安心して生活ができるように各種取り組みを実践します。

つきましては、令和3年度の重点事項を次のとおり取組んでまいります。

- (1) 本年度は、法人役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員が令和3年度定時評議員会終結をもって任期満了となる改選期であることから、社会福祉法人南富良野大乘会の定款に基づき適正に改選事務を進め、法人組織のガバナンス強化を図ります。
- (2) 4月1日より介護・障がい福祉サービスの介護報酬が改正されることから、新報酬体系に沿った経営事業を実施するとともに、各種加算制度に対応する体制整備を図り、適正に報酬請求事務を進めます。
- (3) なんぷ～香房のご利用者処遇改善の向上を図るために、事業所狭隘解消に対応すべく拡張整備計画を南富良野町が計画をしている「道の駅再構想整備」と連携を図りつつ、基本・実施設計及び国庫・民間の補助が活用できるように整備計画を推進します。
- (4) 新型コロナウイルスをはじめとした感染症予防対策は、法人の事業所内にウイルスを持ち込まない、広めない対策が第一であることから、法人職員等へ職員行動指針や告知による感染予防の意識付けを徹底するとともに、関係者皆様のご協力を受けた予防対策に努めます。
- (5) 法人労働管理の向上を図るために社会労務士と顧問契約を締結し、迅速に労働関係制度の改正に伴う手続きを実施するとともに、複雑・多様化する職員の労務を適正に管理し、職場環境の改善や働き方改革を積極的に推進することに努めます。
- (6) 介護・福祉人材不足は、深刻化を増す一方であります。このことから福祉にマッチングした多様な人材を職員として採用を進めるとともに、各福祉系専門学校との連携・協力体制を図り、外国人留学生の雇用については積極的に進めます。

また、南富良野町及び南富良野町社会福祉協議会との福祉担い手対策推進会議は、継続して参加・協力し、情報交換を図り人材確保に努めます。

なお、東川町外国人介護福祉人材育成支援協議会の留学生1名について、南富良野

町が昨年度より奨学金を支出することから法人においてもこの事業については支援・協力を進めます。

- (7) 社会福祉法人南富良野大乘会及びからまつ園が創立40周年の大きな事業展開の節目を迎えることから、関連記念事業を新型コロナウイルスの感染状況を勘案しながら規模内容を考慮した記念式典等を開催するとともに40周年記念誌の発刊を進めます。
- (8) 法人の高齢者事業部門については、町内においての高齢者事業が安定的に提供・推進できるよう、南富良野町と中・長期的な展望を持って入所施設のサービスのあり方（運営）について、検討協議を行う会議を継続的に開催します。
- (9) 権利擁護事業では、ご利用者への不適切行為と苦情については、職員個々の資質が求められることから、法人虐待防止マニュアル等に沿ってご利用者の権利・擁護を遵守し、ご利用者やご家族の意向に寄添った支援・介護を実践するとともに、研修会等に参加することで、職員一人ひとりの資質向上に努めます。

また、第三者委員の任期が5月31日に満了となりますので、苦情解決規程に基づく選任事務手続きを進めます。

3. 管理運営

(1) 役員、評議員

① 理事・監事

- ・定数 理事6名、監事2名
- ・任期 令和1年6月25日から令和3年度定時評議員会終了まで（2年間）

② 評議員

- ・定数 7名
- ・任期 平成29年4月1日から令和3年度定時評議員会終了まで（4年間）

(2) 理事会開催予定

- ① 第1回理事会（6月） 前年度事業報告、決算報告、評議員の推薦、役員を選任等の審議
- ② 第2回理事会（6月） 理事長の選任、その他
- ③ 第3回理事会（9月） 事業の報告等の審議
- ④ 第4回理事会（12月） 事業の中間報告、補正予算等の審議
- ⑤ 第5回理事会（2月） 補正予算、事業の報告、人事等の審議
- ⑥ 第6回理事会（3月） 次年度事業計画（案）、新年度予算等の審議
その他必要に応じて、随時開催します。

(3) 評議員会

- ① 第1回評議員会（6月定時） 前年度事業報告、決算報告、役員を選任等審議
- ② 第2回評議員会（3月） 次年度事業計画（案）、新年度予算等の審議
その他必要に応じて、随時開催します。

(4) 監査の実施

- ① 第1回監査（5月） 前年度の決算監査
- ② 第2回監査（9月） 4月から6月までの事業等の状況
- ③ 第3回監査（12月） 7月から10月までの事業等の状況
- ④ 第4回監査（3月） 11月から2月までの事業等の状況

(5) 評議員選任・解任委員会

- ① 委員定数 3名
 - ・任期 平成29年3月7日～令和3年度定時評議員会終了まで
- 評議員の選任、解任等については、必要状況に応じて開催します。

(6) 経営会議

- ① 毎月1回定期開催します。
- ② 理事長及び各事業所管理者で構成し、法人・各事業所の事業運営状況の報告・必要な協議・検討を行います。
- ③ 理事長が毎月1回程度の決裁・報告日を設定し、法人業務の円滑化を図ります。

(7) 運営会議

- ① 毎月1回定期開催します。また、臨時的にも開催します。
- ② 各事業所管理者等で構成し、法人・各事業所の運営状況や課題を整理するとともに、法人全体の連携と情報共有を図り、課題事項の協議と検討を行います。

(8) 職員体制

- ① 各事業所間での連携を図った効果・効率的な職員配置と事業運営で進めます。
- ② 人事考課制度の活用で人事管理及び職員の育成研修を進めるとともに、キャリアパスとスキルアップの構築を図り、福祉・介護職員の処遇改善等に努めます。

(9) 財務、会計管理

- ① 社会福祉法に基づいた法人経理規程に沿って会計処理等を適正に執行するとともに、会計コンサルタントの事務指導を受けて、各事業所の予算・会計管理と効率的で効果的な財務管理を行います。
- ② 各事業所は、適正なサービス事業収入の確保に努めるとともに、費用の節減と見直しを図ります。
また、地域福祉の向上につながる公益的な社会貢献活動の推進にも努めます。
- ③ 南富良野大乘会の事業所が一体となった経営・事業運営を行い、安定性のある事業経営が推進されるように予算管理と会計処理を進めます。

(10) 労務管理

- ① 社会保険労務士と顧問契約は継続し、指導と情報提供を受けて労働基準法に基づく労務管理を適正に執行するとともに、コンプライアンスの強化を図ります。
- ② 職員の健康管理、福利厚生の充実に努め、適正な労働環境を確保するとともに定着化の向上に努めます。

4. 高齢者事業の運営検討について

大乘会運営の特別養護老人ホームふくしあ・一味園においては、人材不足により適正な職員配置ができないことから利用定員割れによる極めて厳しい経営状況であり、更には、近隣市町村においての利用待機者の鮮少な状況も生じている状況であります。

特に、一味園は、昭和52年度の建築施設で設置後43年を経過した建物であることから、毎年多額の修繕費を支出していることと、経年劣化及び耐震調査においても、大規模地震で建物に重大な破損が生じる恐れがあると診断されております。

このことをも鑑み建物・設備の更新の時期にあることから、南富良野町の高齢者福祉の現状に添った施設事業運営に向けて、今後の大乘会経営の安定化を図る上でも、南富良野町と連携した上で、運用に伴う協議を進めます。

5. 役職員等研修の実施について

法人経営と各福祉サービス事業の推進と多様化している福祉サービスのニーズに対応するための研修として、海道社会福祉協議会等の外部研修会に積極的に参加するとともに、法人事業がより発展するために先進法人等の視察研修の実施を進めます。

6. 法人職員の人材確保と定着対策について

安定した法人の事業運営では、複雑化したご利用者サービスのニーズに対応するために、各事業に見合った人員配置と専門性のある質の高い職員体制を維持することが必要であり、法人の職場が一層に働きやすさと働きがいのある職場環境となるように、次の事項を重点に人材確保対策を展開します。

- (1) 南富良野町及び南富良野町社会福祉協議会並びに南富良野大乘会の三者による「福祉担い手会議」での情報交換・連携を図り福祉人材の確保に努めます。
- (2) 新卒学生の確保は、各学校に赴き情報提供を密に行うとともに、求人WEBサイト及び求人広告会社等を有効的に活用した募集活動を行います。
- (3) 外国人留学生等の活用については、東川町外国人介護福祉人材育成支援協議会や北

海道福祉教育専門学校との連携・協力体系を図り外国人留学生の雇用についても積極的に進めます。特に、東川町外国人介護福祉人材育成支援協議会による旭川福祉専門学校介護科留学生については本年度卒業となることから、法人への受入にあたり職員研修を進めるとともに生活環境を含めた受入の準備を進めます。

- (4) 各学校関係の職場ガイダンス、企業説明会及び各方面での求職者合同説明会等には、積極的に参加し多様な人材を職員として確保ができるように努めます。
- (5) 有料職業紹介斡旋事業についても活用を図り、中途採用職員の採用を進めます。
また、東京圏から北海道への移住者支援事業についても登録を行い幅広い求人活動を展開します。
- (6) 国の処遇改善加算費及び特定処遇改善加算費を取得し、職員処遇向上を更に進め、人材の定着化を図られるように事務処理を進めます。
- (7) 正規職員への登用を一層に進めるとともに、シニア層の就労希望者の活用を進め、特定の技能を持った人材職員の採用にも努めます。
- (8) 人事考課制度は、職員のキャリアアップを構築する上でも一層に活用を図り、職制に応じた研修を開催するとともに、職員の能力開発と育成に努めます。
- (9) 内部研修や外部研修を行い、福祉サービスに携わる職員としての専門性の向上と倫理観の向上に努めます。
- (10) 法人職員からの人材情報を収集し、法人職員として就労に結び付く活動を一層に進めます。

7. 法人職員交流事業の継続について

社会福祉法人南富良野大乘会が、南富良野町内で各種福祉サービス事業を発展充実化するには、法人全職員の健全な心と体が基本であることから職員の健康管理の助長と法人職員間の情報・交流の場として大乘会職員交流会については、新型コロナの感染状況を踏まえて開催方法等を検討します。

8. 法人の地域貢献事業について

社会福祉法人は、地域社会において有益な活動が求められており、特に、公益的な貢献事業は、地域共生社会の実現に向けて法人・施設が地域の実情に応じた活動に努めます。また、南富良野町と金山地区の災害時における避難場所の設置運営協定に基づき、地域住民の避難場所として「ふくしあ」の提供・協力を感染防止を図り対応します。

9. 虐待の防止対応について

- (1) 各事業所では、虐待防止対策委員会等の運用により、平日頃より事業所内の介護・支援業務の検証を行い虐待防止に努めます。
- (2) 虐待防止法や法人虐待対応規程等に基づき、虐待防止責任者等を中心に議論を深め、困難事例においては、ケースカンファレンスを適時実施し、適切な支援・介護サービスを行います。
- (3) ご利用者の人権・尊厳を守るための権利擁護に関する内・外部研修は、積極的に参加を進めます。

10. 安全・衛生管理・感染症対策について

職員は、常に事故防止と感染症予防に努め、ご利用者の安全確保と健康管理を次のとおり推進します。

- (1) ご利用者の介護・支援での事故等を未然に防止する対策を図るとともに、事故発生時は適切な対応を行うとともに、再発防止に向けての対策処置を図ります。
- (2) 施設内外の環境衛生に努め、ご利用者・ご家族・来訪者等のご理解とご協力の下で、感染症と疾病発症の予防対策を図るとともに、職員への衛生教育を行い、衛生設備の

整備を進めます。

- (3) 特に、新型コロナウイルスの感染予防対策においては、法人行動指針等に基づいた対策を講じるとともに、法人事業所では、職員の協力と理解等を受けて、より一層の予防対策を図るとともに、感染症対策用品の整備と備蓄にも努めます。
- (4) 法人職員は、公私ともに交通ルールを遵守した交通安全運転に努めるとともに、交通安全運動活動にも参加し、無事故無違反の意識向上に努めます。

1 1. 災害への対応について

各種災害時には、ご利用者の安全確保を第一に進め、各事業所においてはマニュアルに沿って安心して通常の生活ができるように対策を講じるとともに、防災関連設備の整備と点検を進め、国の災害用補助金の活用を鑑みながら非常電源設備等の整備に向けて調査・協議を進めます。

また、(社福) 富良野あさひ郷との災害等協定に基づき非常災害時のご利用者の避難等について協力体制を継続・推進します。

なお、各事業所では、避難訓練と防災訓練を適宜実施し、職員やご利用者が緊急時に備えた防災意識の向上に努めます。

1 2. 大乘会職員研究発表会について

ご利用者サービス支援・介護技術の向上と事業所運営の発展を図るために法人職員の研究発表会を開催し、職員個々の専門性と資質の向上を図り、各事業所のご利用者サービス提供の向上に努めます。

1 3. 情報公開・開示について

社会福祉法では、法人経営の透明性を図ることが謳われています、法人はホームページ及び SNS 並びに法人の各種広報誌を活用して、各事業所の活動や財務状況等について次のとおり情報を発信します。

(1) 広報誌の発行について

大乘会通信や事業所の広報誌を定期的に発行し、ご利用者の家族・地域・関係機関等に情報を発信します。

(2) 法人ホームページ等の活用について

- ・事業内容や財務諸表等の各種情報を公開します。
- ・人材確保に繋がる有効な媒体として効果的に求人に関わる情報を発信します。
- ・若者をターゲットとして、スマートフォンの活用・対応を推進します。

(3) SNS の活用について

今日の大きな情報発信機能として SNS (情報通信) を活用し、定期的に各事業所の行事や特色と日々の活動内容について発信します。

1 4. 苦情の対応について

各施設・事業所での安心・安全なサービス提供においては、ご利用者とご家族の立場に沿った業務内容と生活環境等について随時見直しと改善を図ります。

また、苦情等に対しては法人の苦情解決規程及び虐待防止対応規程並びにマニュアルに基づき迅速に対応し、所要の処遇改善と職員の教育・指導を速やかに行います。

1 5. 個人情報保護等の遵守について

個人情報等の取扱いは、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、法人の就業規則等に基づいて適正に管理・保管及び情報保護に努めるとともに、各規程の見直しを進めます。

社会福祉法人 南富良野大乘会
令和3年度 年間主要行事予定計画書

月 日		法人事業	事業所行事	その他
4月	1日	辞令交付式・新年度体制		
5月	未定	創設40周年記念式典		新年度求人開始
	中旬	法人監事決算監査(2日間)		
	中旬	第1回大乘会施設見学会		
6月	中旬	第1回理事会(決算理事会)		
	未定	大乘会職員交流会		
	下旬	評議員選任解任委員会 定時評議員会(第1回評議員会) 第2回理事会		
7月	3日		大乘会スポ・レク交流会	
	未定	役員等道内視察研修会		金山神社祭
	25日			かなやま湖水祭り
8月	7日		ふくしあ夏祭り	
	上旬	第2回大乘会施設見学会		
	上旬	法人監事定例監査(2日間)		
9月	4日		大乘会ふれあいフェスタ	
	未定	第3回理事会		
	中旬	第3回大乘会施設見学会		
	17日			幾寅神社祭
	未定		ふくしあ・一味園敬老会	
10月	上旬	最低賃金見直し(予定)		
	下旬	ねむの木学園視察	ねむの木学園視察(運動会)	
11月	上旬	第4回大乘会施設見学会		
	上旬	法人役・職員視察研修会		
12月	3~9日	障がい者週間		
	上旬	北海道社協役員研修		
	中旬	法人監事定例監査(2日間)		
	未定	第4回理事会		
1月	上旬	新年挨拶		町新年交礼会
2月	中旬	新採用職員オリエンテーション		
	未定	法人研究発表会		
	未定	第5回理事会		
3月	上旬	大乘会人事内示		
	上旬	新任職員就職前実習		
	上旬	法人監事定例監査(2日間)		
	下旬	第6回理事会		
	下旬	第2回評議員会		
その他	年間	運営・経営会議(毎月初)		
	毎月	理事長運営決裁(毎月末)		
	随時	その他事務打合せ(随時)		

※ 事業実施日は、変更が生じる場合があります。

(社福) 南富良野大乘会本部組織機構図

役員任期 : 2019年6月25日~令和3年度定時評議員会終結
 評議員任期 : 2017年4月 1日~令和3年度定時評議員会終結

評議員選任・解任委員任期 : 2017年3月7日~令和3年度定時評議員会終結

